

株 主 各 位

名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1
株 式 会 社 テ ィ ア
代表取締役社長 富 安 徳 久

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年12月22日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月23日（金曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザ ホテルグランコート名古屋
5階 ローブルーム

3. 目的事項

報告事項

1. 第26期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（アドレス <https://www.tear.co.jp/company/>）

【当日ご出席いただく株主様へ】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 当日の健康状態にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。
2. 当日の感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られます。そのため、ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. マスク着用のうえご来場いただくようお願い申し上げます。
4. 会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方につきましては、ご入場を制限させていただく場合がございます。
5. 会場入り口付近に消毒液を設置いたしますので、ご入場の際には手指の消毒をお願いいたします。
6. 当日は事業報告を含め、議案の詳細な説明は省略させていただきます。事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
7. 本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。（アドレス <https://www.tear.co.jp/company/>）
8. 本株主総会終了後、下記の当社ウェブサイトにて報告事項の動画や対処すべき課題の報告の模様を配信いたします。（アドレス <https://www.tear.co.jp/company/>）
なお、配信期間は2022年12月23日（金曜日）からとさせていただきます。

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年12月23日 (金曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時半)




書面 (郵送) で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年12月22日 (木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年12月22日 (木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権の数 議決権の数 XX股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

見本

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

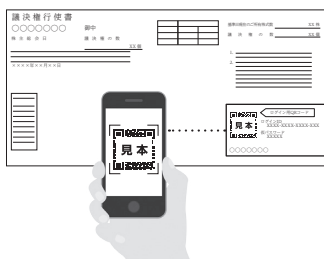
書面 (郵送) およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

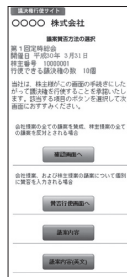
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

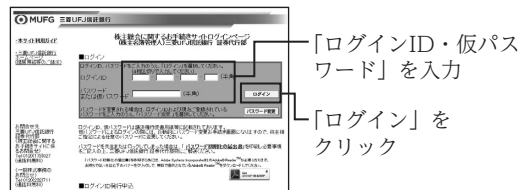
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

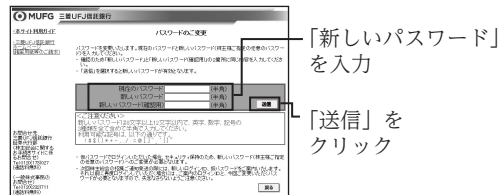
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (15) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (15) (現行どおり)</p> <p><u>(16)</u> 不動産の売買・賃貸・管理および仲介業</p>
<p><u>(16)</u> 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p><u>(17)</u> 前各号に附帯する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>2 本条の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、稲生浩子氏は現在、当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって当社監査役を辞任する予定であります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	と み や す の り ひ さ 富 安 徳 久 (1960年7月5日生)	1994年3月 有限会社名古屋丸八互助会入社 1997年7月 当社設立 代表取締役社長 2022年10月 当社代表取締役社長 DX・SXデザイン事業 本部管掌（現任）	963,200株
取締役候補者とした理由 富安徳久氏は、当社代表取締役社長として長年にわたり経営全般に携わり、豊富な経験・知見を有していることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
2	おか ども しょう きち 岡 留 昌 吉 (1961年3月20日生)	1982年3月 有限会社名古屋丸八互助会入社 2004年5月 有限会社みどり葬祭設立 代表取締役社長 2005年10月 当社入社葬祭推進本部長 2006年7月 当社執行役員フランチャイズ事業本部長 2007年10月 当社執行役員葬祭推進本部長 2007年12月 当社取締役葬祭推進本部長 2008年4月 当社取締役フランチャイズ事業本部長 2011年12月 当社常務取締役フランチャイズ事業本部長 2012年10月 当社常務取締役人財・事業開発本部長 2014年10月 当社専務取締役人財・事業開発本部長 2017年5月 株式会社愛共(現 株式会社ティアサービス) 代表取締役社長 2018年10月 当社取締役副社長 人財・事業開発本部長 2021年4月 当社取締役副社長 葬祭事業本部長兼事業開発 本部管掌 (現任) 株式会社ティアサービス 代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ティアサービス 代表取締役会長	53,400株
取締役候補者とした理由 岡留昌吉氏は、葬祭事業および事業開発の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において葬祭事業および事業開発部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	辻 耕 平 (1972年3月31日生)	1990年4月 株式会社サガミチェーン（現株式会社サガミホールディングス）入社 2007年1月 同社 社長室長 2011年4月 当社入社 2011年10月 当社執行役員経営企画室長 2013年12月 当社取締役経営企画室長 2014年10月 当社常務取締役経営企画室長 2017年10月 当社常務取締役経営企画室長兼M&A推進室長兼管理本部管掌 2018年10月 当社専務取締役経営企画室長兼管理本部管掌 2021年4月 当社専務取締役経営企画室室長兼M&A推進室長兼人財開発本部長兼管理本部管掌 2021年10月 当社専務取締役経営企画室室長兼M&A推進室長兼人財開発本部長兼管理本部管掌兼マーケティング企画室管掌 2022年4月 当社専務取締役経営企画室室長兼M&A推進室長兼SDGs推進室室長兼管理本部管掌兼マーケティング企画室管掌 2022年10月 当社専務取締役経営企画本部長兼管理本部管掌（現任）	18,400株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>辻耕平氏は、経営企画および管理部門において豊富な知識と経験を有しており、当社において経営企画部門および管理部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	ま べ けん ご 真 邊 健 吾 (1974年7月12日生)	1993年 4月 日産自動車株式会社入社 2007年11月 当社入社 2010年 1月 当社人財開発部長代理 2014年10月 当社執行役員フランチャイズ事業本部付部長 2015年12月 当社取締役フランチャイズ事業本部長 2018年10月 当社常務取締役フランチャイズ事業本部長 2021年10月 当社専務取締役フランチャイズ事業本部長 2022年 4月 当社専務取締役人財開発本部長兼フランチャ イズ事業本部管掌 (現任)	15,700株
取締役候補者とした理由 真邊健吾氏は、人財開発およびフランチャイズ事業の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において人財開発部門およびフランチャイズ事業部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふり が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
5	やま もと かつ み 山 本 克 己 (1964年4月22日生)	2003年5月 株式会社ファブリカコミュニケーションズ入 社 経理部長 2007年4月 株式会社アイ・シー・アール入社 管理本部長 2009年3月 当社入社経理課長 2009年7月 当社執行役員管理本部長 2009年12月 当社取締役管理本部長 2017年5月 株式会社愛共（現株式会社ティアサービス） 監査役（現任） 2017年10月 当社取締役財務本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ティアサービス 監査役	18,100株
取締役候補者とした理由 山本克己氏は、経営管理の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において財務部門の管掌 役員として職責を十分に果たしていることに加え、財務の専門的な知識を有しているため、引き続き 取締役候補者としております。			
6	ふじ い とも き 藤 井 智 規 (1977年6月7日生)	2000年4月 株式会社ユーハイム入社 2011年2月 当社入社 2017年5月 株式会社愛共（現株式会社ティアサービス） 2017年10月 当社商品開発部長 2019年10月 当社執行役員人財・事業開発本部付部長 兼商品開発部長 2020年10月 株式会社ティアサービス常務取締役（現任） 2021年4月 当社執行役員事業開発本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ティアサービス 常務取締役	3,800株
取締役候補者とした理由 藤井智規氏は、事業開発の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において事業開発部門の執 行役員・本部長ならびに子会社の役員として貢献してきた実績を持ち、職責を十分に果たしているた め、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
7	おぎそまさひと 小木曾正人 (1975年5月11日生)	1999年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）名古屋事務所入所 2003年6月 公認会計士登録 2012年12月 小木曾公認会計士事務所設立 所長（現任） 2013年1月 税理士登録 2014年5月 株式会社トレジャリンク設立 代表取締役社長（現任） 2015年12月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 小木曾公認会計士事務所 所長 株式会社トレジャリンク 代表取締役社長	2,600株
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 小木曾正人氏は、公認会計士・税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、当該専門知識や経験を活かし、独立社外取締役の立場から業務執行に対する一層の監督機能の強化を図るべく積極的な発言や提言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。			
8	いのうひろこ 稲生浩子 (1962年6月13日生)	1996年4月 樋口繁男税理士事務所入所 1998年5月 税理士登録 1999年1月 稲生浩子税理士事務所設立 所長（現任） 2005年12月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 稲生浩子税理士事務所 所長	15,800株
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 稲生浩子氏は、税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、これまでは社外監査役としての立場から、その専門的な知識と経験に基づく助言や提言をいただいておりますが、この経験を活かし、独立社外取締役の立場から業務執行に対する一層の監督機能の強化を促進する積極的な発言や提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小木曾正人氏、稲生浩子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 稲生浩子氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって17年となります。なお、同氏は本定時株主総会の終結の時をもって社外監査役を辞任により退任いたします。
4. 当社は、小木曾正人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円

と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としており、小木曾正人氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、稲生浩子氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としており、稲生浩子氏が社外取締役を選任された場合は、当社は同氏と同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の再任および選任が承認された場合は、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを同内容で更新する予定であります。
7. 当社は、小木曾正人氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、小木曾正人氏の再任および稲生浩子氏の選任が承認された場合は、小木曾正人氏を引き続き独立役員とし、稲生浩子氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 後藤光雄氏、出口紘一氏は任期満了となり、監査役 稲生浩子氏は辞任されます。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 伊藤大介氏は、監査役 稲生浩子氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第33条第2項の規定により、監査役 稲生浩子氏の任期が満了する2025年12月開催予定の第29回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
1	ご とう 藤 光 雄 (1949年4月4日生)	2004年7月 パナソニックテレコム株式会社入社 2007年4月 同社常任監査役(常勤)就任 2009年6月 同社常任監査役(常勤)退任 2011年3月 株式会社プロトコーポレーション入社 2011年6月 同社常勤監査役 2018年12月 当社常勤監査役(現任)	1,000株
社外監査役候補者とした理由 後藤光雄氏は、監査役としての豊富な経験と専門的知見を有しており、この経験を活かして独立性と実効性を高めた監査機能の強化を図るため、引き続き社外監査役候補者としております。なお、同氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。			
2	き とう 藤 邦 夫 (1955年1月20日生)	2010年4月 日興コーディアル証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社) 常務執行役員 2012年3月 同社専務執行役員 2014年3月 同社専務取締役 2017年4月 ベステラ株式会社 社外取締役 グッドインシュアランスサービス株式会社 取締役(現任) 2017年6月 大豊工業株式会社 社外取締役(現任) 2021年4月 ベステラ株式会社 社外取締役退任 2021年10月 中央電力株式会社 社外監査役 2022年6月 同社 社外監査役 退任	—
社外監査役候補者とした理由 佐藤邦夫氏は、取締役としての豊富な経験と専門的知見を有しており、この経験を活かして独立性と実効性を高めた監査機能の強化を図るため、社外監査役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
3	い とう だい すけ 伊 藤 大 介 (1961年4月2日生)	2002年4月 明鏡管理サービス株式会社入社 2006年2月 当社入社 内部監査室 2017年10月 当社内部監査室課長 2021年4月 当社監査役付課長（現任）	7,400株
監査役候補者とした理由 伊藤大介氏は、内部監査分野において豊富な経験と専門知見を有しており、この経験を活かして 独立性と実効性を高めた監査機能の強化を図るため、監査役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 後藤光雄氏および佐藤邦夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、後藤光雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としており、後藤光雄氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、佐藤邦夫氏および伊藤大介氏の選任が承認された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の再任および選任が承認された場合は、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを同内容で更新する予定であります。
6. 当社は、後藤光雄氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、後藤光雄氏の再任および佐藤邦夫氏の選任が承認された場合は、佐藤邦夫氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年12月21日開催の第22回定時株主総会において補欠監査役に選任された深澤廣氏の選任の効力は第26回定時株主総会終結の時までとなりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
ふか ざわ ひろし 深 澤 廣 (1938年10月22日生)	1962年3月 パブリカ名古屋株式会社（現トヨタカローラ名古屋株式会社）入社 1999年4月 株式会社プロトコーポレーション入社 2003年4月 当社入社 内部監査室 2003年7月 当社常勤監査役 就任 2018年12月 当社常勤監査役 退任	55,300株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 深澤廣氏を補欠監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
深澤廣氏は、長年の監査役業務での経歴に基づき、当社の監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
3. 当社は、深澤廣氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の再任および選任が承認された場合は、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを同内容で更新する予定であります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国際情勢と世界的な需要の回復により原油等の資源価格が上昇しているものの、輸出の増加や生産活動の改善、底堅い個人消費等により持ち直しております。一方、感染症の帰趨と内外経済に与える影響、世界的な物価上昇と金融・為替市場の動向等、先行きに対する不透明感は拭えない状況であります。

葬儀業界におきましては、葬儀に関する潜在的な需要は人口動態を背景に年々増加するものと推計されておりますが、核家族化や葬祭規模の縮小等により、葬儀単価の減少傾向が続いております。また、直近の業界環境といたしましては、葬儀件数は前期と比較して増加し、葬儀単価は感染症の影響に伴う葬祭規模の縮小および法要料理の販売減により、低下した状態が続いております。

かかる環境下、当社グループは顧客満足度の向上を図るべく「明瞭な価格体系による葬儀費用の明確化」「徹底した人財教育によるサービスの向上」「ドミナント出店による利便性の向上」を戦略の基本方針とし、直営・フランチャイズ出店による徹底した差別化戦略を展開しております。

当連結会計年度におきましては、会館数260店舗体制をはじめとする中長期ビジョンの実現とその後の持続的な成長を目指すべく、「新生ティア」のスローガンのもと中期経営計画を策定し、4項目のテーマを設け8つの戦略を推進してまいりました。新規出店の状況につきましては、直営は愛知県下に「ティア桶狭間」「ティア岡崎竜美丘」「ティア御器所」、三重県下に「ティア桑名江場」「ティア四日市垂坂」、千葉県下に「ティア野田」を開設し、リロケーションにより既存会館1店舗を閉鎖いたしました。また、三重県下のFC会館1店舗を直営に切り替え「ティア桑名星川」としてリニューアルいたしました。フランチャイズでは、愛知県下に「ティア豊田中央」「ティア江南」「ティアみよし」を開設し、これにより直営83店舗、フランチャイズ57店舗の合計140店舗となりました。

売上原価におきましては、固定費は増加したものの売上高の増収効果により負担割合が低下し、経費面では、新店稼働に伴う固定費の増加や、積極的な人材確保および賃金制度改定により人件費等が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は132億83百万円（前期比8.9%増）となり、売上原価率は前期と比べ0.6ポイント低下し、販売費及び一般管理費は前期比8.6%増となりました。これにより、営業利益は10億57百万円（同19.2%増）、経常利益では10億48百万円（同19.5%増）となりました。翌連結会計年度において既存会館2店舗のリロケーションを計画していることから減損損失1億45百万円を計上し、これにより親会社株主に帰属する当期純利益は5億68百万円（同4.8%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1億8百万円減少し、営業利益および経常利益は、それぞれ47百万円減少しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

葬祭事業におきましては、「ティアの会」会員数の拡大を図るべく、感染症の予防および拡散防止対策を講じつつ、各種会館イベントや提携団体・企業向けの営業等に取り組んでまいりました。葬儀件数におきましては、既存店の件数が増加したのに加え、新たに開設した会館の稼働により、前期比12.6%増の14,189件となりました。葬儀単価におきましては、葬儀付帯品の単価は増加したものの、祭壇売上、供花売上の単価がそれぞれ低下し、前期比2.9%減となりました。この結果、売上高は128億57百万円（同8.9%増）、営業利益は20億66百万円（同21.4%増）となりました。

フランチャイズ事業におきましては、フランチャイズの会館が前期と比べ2店舗増加したことにより物品売上が増加し、また「収益認識に関する会計基準」の適用により加盟料売上が増加いたしました。経費面ではFC本部の強化を図るべく人材を増員し、この結果、売上高は4億26百万円（同7.2%増）、営業利益は66百万円（同8.5%減）となりました。

セグメントの名称	売上高
葬祭事業	12,857 ^{百万円}
フランチャイズ事業	426
合計	13,283

(注) 金額は販売価格によっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は9億36百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

(注. 前連結会計期間に計上した建設仮勘定を含む。)

葬儀会館ティア御器所の移転工事	2億75百万円
家族葬ホール ティア野田の新築工事	92百万円
家族葬ホール ティア桑名江場の新築工事	71百万円
家族葬ホール ティア桶狭間の新築工事	71百万円
家族葬ホール ティア岡崎竜美丘の新築工事	70百万円
家族葬ホール ティア四日市垂坂の新築工事	68百万円
葬儀会館ティア大幸の改装工事	60百万円
葬儀会館ティア桑名星川の改装工事	60百万円
本社社屋および研修施設の改修工事	62百万円

ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

本社北館の新築工事	46百万円
家族葬ホール ティア東郷の新築工事	45百万円
家族葬ホール ティア愛西勝幡の新築工事	42百万円
家族葬ホール ティア東大阪大蓮の新築工事	41百万円
家族葬ホール ティア四日市大矢知の新築工事	39百万円

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、運転資金および設備資金に充当するため、金融機関から短期借入15億50百万円、長期借入7億55百万円および社債1億円の資金調達を行っております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第23期 (2019年9月期)	第24期 (2020年9月期)	第25期 (2021年9月期)	第26期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売上高 (百万円)	12,779	11,919	12,203	13,283
経常利益 (百万円)	1,151	587	877	1,048
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	791	345	542	568
1株当たり当期純利益 (円)	36.05	15.43	24.21	25.37
総資産 (百万円)	13,301	13,468	13,539	14,166
純資産 (百万円)	8,940	8,928	9,022	7,501
1株当たり純資産額 (円)	399.08	398.51	402.73	334.80

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティアサービス	17百万円	100.0%	湯灌サービス事業、生花販売事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは会館数260店舗体制をはじめとする中長期ビジョンを策定しその実現に向けて、中部地区では新規出店の継続により経営基盤の更なる強化を図るとともに、関東地区・関西地区では会館による出店と、加速できる体制を整備する局面であると判断しております。

また、直営・フランチャイズによる中長期の出店方針に加え、「外部環境の変化に伴う課題の認識と対応した施策」「内部体制の更なる強化と中長期を見据えた施策」「計画的な人材確保と教育体制の充実により強い組織集団を実現する施策」「倫理コンプライアンス体制の確立に向けた施策」の推進が中長期ビジョンを目指すうえでの必要条件であると考えております。さらに、企業価値を高め、株主共同の利益を確保・向上させる取り組みも必要であると判断しております。

そこで、当社グループといたしましては、「新生ティア」のスローガンのもと、中期経営計画を策定し以下の4項目のテーマに取り組んでまいります。

① 直営・F C会館の計画的な出店と既存会館の持続的な成長

当社グループの中長期ビジョンであります会館数260店舗体制の実現と既存会館の持続的な成長に向けて、中部地区では多様な出店フォーマットによる出店継続と営業力強化、関東地区では会館による出店と東京都内向け葬儀相談サロンの収益力向上、関西地区では新規出店により、既に展開しているエリアの事業基盤の強化に取り組んでまいります。

フランチャイズにおきましては、業務支援体制の整備および人材育成によりF C本部の機能を強化し、計画に則った新規加盟および出店契約と会館開設・運営支援、既存会館の持続的な成長実現に取り組んでまいります。

② 中核エリアのシェア向上にこだわった営業促進の実施とマーケティング力の向上

中核エリアでのシェア向上にこだわった営業促進を積極的に実施するとともに、終活支援体制およびコンタクトセンターの情報一元管理システムを構築してまいります。既存会館の対応としましては、葬儀ニーズの多様化に対応した設備の増設や計画的な改修を実施するのに加え、契約期間満了時のマネジメントにも取り組んでまいります。

また、インターネットからの会員獲得、葬儀受注の増加を図るべく、WEBマーケティングを強化してまいります。PR・IR活動におきましては継続的に実施し、中部地区・関東地区・関西地区のみならず、日本全国を対象に当社グループの知名度と認知度の向上に努めてまいります。さらに、DX・SXデザイン事業本部を新たに設置し、PDCAサイクルによる施策の提案、SDGs・サステナブル経営に向けた環境整備に取り組んでまいります。

③ 葬儀付帯業務の内製化拡大と行動力と分析能力を高めたM&A

葬儀付帯業務の更なる内製化を推進すべく、セレモニーアシスタント・セレモニーガードの派遣エリアの拡大、生花事業の取り扱い会館の増加、湯灌・エンバーミングの業務エリア拡大と提供内容の充実等に取り組んでまいります。また、葬儀後のアフターサービスとして墓石の販売にも注力してまいります。

M&Aにつきましては、業界環境が変化するなか、事業の統廃合が活発化しつつあると予想されることから、当社グループによる能動的な情報収集に努めてまいります。また、M&A関連の情報に対して、機動的な行動力と分析能力を高め、適正な判断のもとM&Aの実行を目指してまいります。

④ 計画に則した人材確保・育成と次世代基幹システムの構築

ハード・ソフトの充実による多様な働き方への対応と、次世代基幹システム構築に取り組んでまいります。また、ICTにおける脅威への対応として、重大な結果に繋がりにくい出来事や状況を早期に発見できる検知システムの運用およびセキュリティに関する専門的な知識を有する人材の確保、人材教育を通じて従業員一人一人がセキュリティ対策を行える体制を目指してまいります。

新卒採用におきましては、多様な採用環境に対応すべく従前からの採用活動に加え、リモートにも対応した新卒採用プログラムを運用してまいります。人材育成では、新卒社員の早期育成を目指した12ヶ月間の新卒教育プログラムを設け、既存社員に対しては、施行品質の向上を目的とした研修に加え、管理職候補者育成の研修を実施してまいります。また、従業員のエンゲージメントを向上させるべく、外部のリソースを活用した部門横断型のプロジェクトを発足し、現状における問題や課題の改善を図るとともに、中長期ビジョンに則った人事制度を構築してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
葬 祭 事 業	葬儀施行全般ならびに忌明け法要および年忌法要の請負、返礼品や仏壇・墓石の販売など葬儀終了後に行うアフターフォローサービス
フランチャイズ事業	葬儀事業に関するフランチャイズ事業

(6) 主要な営業所 (2022年9月30日現在)

①中部地区

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	名 古 屋 市 北 区	T H R C	名 古 屋 市 北 区
テ ィ ア 黒 川	名 古 屋 市 北 区	テ ィ ア 黒 川 東 館	名 古 屋 市 北 区
テ ィ ア 中 川	名 古 屋 市 中 川 区	テ ィ ア 山 王	名 古 屋 市 中 川 区
テ ィ ア 松 葉 公 園	名 古 屋 市 中 川 区	テ ィ ア 下 之 一 色	名 古 屋 市 中 川 区
テ ィ ア 港	名 古 屋 市 港 区	テ ィ ア 名 港	名 古 屋 市 港 区
テ ィ ア 笠 寺	名 古 屋 市 南 区	テ ィ ア 道 徳	名 古 屋 市 南 区
テ ィ ア 御 器 所	名 古 屋 市 昭 和 区	テ ィ ア 大 幸	名 古 屋 市 東 区
テ ィ ア 中 村	名 古 屋 市 中 村 区	テ ィ ア 本 陣	名 古 屋 市 中 村 区
テ ィ ア 岩 塚	名 古 屋 市 中 村 区	テ ィ ア 相 生 山	名 古 屋 市 天 白 区
テ ィ ア 原	名 古 屋 市 天 白 区	テ ィ ア 浄 心	名 古 屋 市 西 区
テ ィ ア 栄 生	名 古 屋 市 西 区	テ ィ ア 守 山	名 古 屋 市 守 山 区
テ ィ ア 四 軒 家	名 古 屋 市 守 山 区	テ ィ ア 熱 田	名 古 屋 市 熱 田 区
テ ィ ア 瑞 穂	名 古 屋 市 瑞 穂 区	テ ィ ア 名 東	名 古 屋 市 名 東 区
テ ィ ア 緑	名 古 屋 市 緑 区	テ ィ ア 滝 ノ 水	名 古 屋 市 緑 区
テ ィ ア 覚 王 山	名 古 屋 市 千 種 区	テ ィ ア 西 枇 杷 島	愛 知 県 清 須 市
テ ィ ア 蟹 江	愛 知 県 海 部 郡 蟹 江 町	テ ィ ア 甚 目 寺	愛 知 県 あ ま 市
テ ィ ア 豊 明	愛 知 県 豊 明 市	テ ィ ア 豊 橋	愛 知 県 豊 橋 市
テ ィ ア 豊 橋 南	愛 知 県 豊 橋 市	テ ィ ア 豊 橋 西	愛 知 県 豊 橋 市
テ ィ ア 岡 崎 南	愛 知 県 岡 崎 市	テ ィ ア 岡 崎 北	愛 知 県 岡 崎 市
テ ィ ア 岡 崎 中 央	愛 知 県 岡 崎 市	テ ィ ア 春 日 井	愛 知 県 春 日 井 市
テ ィ ア 味 美	愛 知 県 春 日 井 市	テ ィ ア 如 意 申	愛 知 県 春 日 井 市
テ ィ ア 津 島	愛 知 県 津 島 市	テ ィ ア 津 島 東	愛 知 県 津 島 市
テ ィ ア 小 牧 中 央	愛 知 県 小 牧 市	テ ィ ア 北 名 古 屋	愛 知 県 北 名 古 屋 市

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
テ イ ア 弥 富	愛 知 県 弥 富 市	テ イ ア 弥 富 東	愛 知 県 弥 富 市
テ イ ア 稻 沢	愛 知 県 稻 沢 市	テ イ ア 桑 名 星 川	三 重 県 桑 名 市
家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 宝 神	名 古 屋 市 港 区	家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 川 名	名 古 屋 市 昭 和 区
家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 荒 畑 南	名 古 屋 市 昭 和 区	家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 千 代 田 橋	名 古 屋 市 守 山 区
家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 幸 心	名 古 屋 市 守 山 区	家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 焼 山	名 古 屋 市 天 白 区
家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 猪 高	名 古 屋 市 名 東 区	家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 弥 富 通	名 古 屋 市 瑞 穂 区
家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 柴 田	名 古 屋 市 南 区	家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 桶 狭 間	名 古 屋 市 緑 区
家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 矢 作	愛 知 県 岡 崎 市	家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 岡 崎 上 地	愛 知 県 岡 崎 市
家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 岡 崎 竜 美 丘	愛 知 県 岡 崎 市	家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 清 須 古 城	愛 知 県 清 須 市
家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 新 清 洲	愛 知 県 清 須 市	家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 甚 目 寺 北	愛 知 県 あ ま 市
家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 豊 橋 高 師	愛 知 県 豊 橋 市	家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 桑 名 江 場	三 重 県 桑 名 市
家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 四 日 市 垂 坂	三 重 県 四 日 市 市		

②関東地区

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
テ イ ア 越 谷	埼 玉 県 越 谷 市	テ イ ア 鳩 ケ 谷	埼 玉 県 川 口 市
家 族 葬 ホ ー ル テ イ ア 野 田	千 葉 県 野 田 市	葬 儀 相 談 サ ロ ン テ イ ア 日 暮 里	東 京 都 荒 川 区
葬 儀 相 談 サ ロ ン テ イ ア 町 屋	東 京 都 荒 川 区	葬 儀 相 談 サ ロ ン テ イ ア 北 千 住	東 京 都 足 立 区
葬 儀 相 談 サ ロ ン テ イ ア 青 砥 駅 前 店	東 京 都 葛 飾 区	葬 儀 相 談 サ ロ ン テ イ ア お 花 茶 屋	東 京 都 葛 飾 区
葬 儀 相 談 サ ロ ン テ イ ア 駒 込 込	東 京 都 北 区	葬 儀 相 談 サ ロ ン テ イ ア 押 上	東 京 都 墨 田 区
葬 儀 相 談 サ ロ ン テ イ ア 根 津	東 京 都 文 京 区	葬 儀 相 談 サ ロ ン テ イ ア 東 池 袋	東 京 都 豊 島 区

③関西地区

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
テ ィ ア 門 真	大 阪 府 門 真 市	テ ィ ア 大 東	大 阪 府 大 東 市
テ ィ ア 寝 屋 川	大 阪 府 寝 屋 川 市	葬 儀 相 談 サ ロ ン テ ィ ア 蒲 生	大 阪 市 城 東 区

(7) 使用人の状況 (2022年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
葬 祭 事 業	460(109)名	15名増(2名減)
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業	13(-)	2名増(-)
全 社 (共 通)	131(1)	12名増(-)
合 計	604(110)	29名増(2名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を () 内に外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
514(107)名	4 名増(2名減)	39.2歳	7.7年

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を () 内に外数で記載しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	890 ^{百万円}
株 式 会 社 り そ な 銀 行	214
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	189

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様の利益の最大化を重要な経営目標としており、将来にわたり安定的な配当を実施することを経営の重要政策としております。また、業績向上時には増配等により株主への利益還元も積極的に行っていく予定であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会としております。

内部留保資金につきましては、葬儀会館の建設を中心とした設備投資はもとより、経営基盤の更なる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

当事業年度の剰余金の期末配当金につきましては、2021年11月12日に公表いたしました配当予想のとおり、普通配当10円（支払開始日は2022年12月6日）とし、中間配当金を含む年間配当金を20円とさせていただきます。

次期事業年度の剰余金の配当につきましては、2023年9月期連結業績予想を勘案し、中間配当金10円、期末配当金10円の合計20円とする予定であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 72,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,406,100株
- (3) 株主数 16,310名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 夢 現	7,792,000株	34.77%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,863,000株	8.31%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,172,000株	5.23%
富 安 徳 久	963,200株	4.29%
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	783,300株	3.49%
テ ィ ア 社 員 持 株 会	412,900株	1.84%
深 谷 志 郎	264,000株	1.17%
花 重 美 装 株 式 会 社	183,200株	0.81%
中 部 印 刷 株 式 会 社	121,600株	0.54%
中 部 ビ ル 開 発 株 式 会 社	111,200株	0.49%

(注) 持株比率は自己株式 (1,470株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2022年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	富安徳久	
取締役副社長	岡留昌吉	葬祭事業本部長兼事業開発本部管掌 株式会社ティアサービス 代表取締役会長
専務取締役	辻耕平	経営企画室室長兼M&A推進室室長 兼SDGs推進室室長兼管理本部管掌 兼マーケティング企画室管掌
専務取締役	眞邊健吾	人財開発本部長 兼フランチャイズ事業本部管掌
取締役	山本克己	財務本部長 株式会社ティアサービス 監査役
取締役	森善良	
取締役	小木曾正人	小木曾公認会計士事務所 所長 株式会社トレジャリンク 代表取締役社長
常勤監査役	後藤光雄	
監査役	稲生浩子	稲生浩子税理士事務所 所長
監査役	出口紘一	

- (注) 1. 取締役森善良氏および取締役小木曾正人氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役後藤光雄氏、監査役稲生浩子氏および監査役出口紘一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役稲生浩子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役森善良氏、取締役小木曾正人氏、常勤監査役後藤光雄氏および監査役出口紘一氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

2021年12月22日開催の第25回株主総会終結の時をもって、専務取締役宮崎芳幸氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等に関する株主総会の決議内容

2010年12月21日開催の第14回定時株主総会において、各事業年度の取締役の報酬限度額は年額1,000百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額100百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結後において在任していた取締役は5名、監査役は3名であります。

また、2017年12月22日開催の第21回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入することが決議されました。譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社が、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、当社の取締役（決議日時点の員数8名）に対して年額4,000万円以内（うち社外取締役分は年額350万円以内）、当社の監査役（決議日時点の員数3名）に対して年額500万円以内（うち社外監査役分は年額350万円以内）の金銭報酬債権を支給すること、および譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から6年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつきましても、決議されております。

b. 役員の報酬等の決定に関する方針

各取締役の報酬決定方針と手続につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会からの諮問に対する指名・報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定しております。監査役の報酬決定方針につきましては株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定することとしており、手続につきましては、その範囲内で各監査役の協議により決定しております。

c. 役員区分ごとの報酬等の額に関する考え方および報酬体系

各取締役および監査役の報酬等の額に関する考え方および報酬体系としましては、i. 役位および担当職務に応じて決定する「基本報酬（金銭）」、ii. 当該事業年度の業績予想の達成状況に応じて決定する「賞与（金銭）」、iii. 中長期的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした「譲渡制限付株式報酬（株式）」により構成されております。

- d. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 当該事業年度における「役員の基本報酬決定の方針、並びに個人別の基本報酬の内容（2021年9月3日）」「役員期末賞与個別支給額（2022年9月12日）」につきましては指名・報酬諮問委員会を開催し、同日開催の取締役会が答申を受けたうえで決議しております。また、監査役の基本報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。
- 取締役会は、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞 与	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	252 (11)	198 (9)	47 (2)	6 (0)	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	22 (22)	19 (19)	3 (3)	0 (0)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	275 (34)	217 (28)	50 (5)	7 (1)	11 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含めております。

③ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定過程

a. 報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

各取締役の報酬決定の権限は取締役会が有しております。監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。また、報酬決定に際しましては取締役会からの諮問に対して答申を行う、指名・報酬諮問委員会を2019年9月11日に設置しております。

各取締役の「基本報酬決定の方針、並びに個人別の基本報酬の内容」「役員期末賞与個別支給額」「譲渡制限付株式報酬の個人別の割当て株式数」については必要に応じて指名・報酬諮問委員会を開催し、同日開催の取締役会が答申を受けたうえで決議いたします。

b. 指名・報酬諮問委員会の目的・構成・委任する権限等

代表取締役・取締役・監査役および執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成され、その過半数を、社外取締役としております。提出日現在、代表取締役社長、社外取締役2名の合計3名で構成されております。

当委員会は、取締役会から諮問を受けた「取締役、監査役及び執行役員の選解任の方針、基準、選解任に関する事項」「代表取締役、役付取締役の選解任の方針、基準、選解任に関する事項」「取締役及び執行役員の報酬決定の方針、個人別の報酬等に関する事項」等を審議し、取締役会への答申を行います。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(5) 役員等責任賠償保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。

D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小木曾正人氏は、小木曾公認会計士事務所の所長、および株式会社トレジャリンクの代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役稲生浩子氏は、稲生浩子税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
森 善 良	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席いたしました。長きにわたり経営に携わった多くの経験・知見より意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
小木曾 正 人	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席いたしました。公認会計士・税理士としての高度な専門知識と豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
後 藤 光 雄	常勤 社外監査役	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。長年にわたる監査役としての経験から、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
稲 生 浩 子	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
出 口 紘 一	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回に出席し、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。議案審議等に適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 継続監査期間

第8期（自 2004年6月1日 至 2004年9月30日）より、当該監査法人と契約を締結し、当該監査を受けております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27 ^{百万円}
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である労務管理および社会保険等に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法および会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、倫理・コンプライアンスが事業活動においては重要であるとの認識に立ち、取締役および使用人が法令および定款を遵守し、社会的良識をもった行動のもとに職務を遂行するため、倫理・コンプライアンスに係る体制を整備し、企業倫理の遵守の徹底を図る。
- ② 当社は、取締役および各部署の責任者で構成する倫理・コンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
- ③ 内部監査室は、各部門の業務の執行状況を検証し、倫理・コンプライアンスの確保を図るため、継続的に内部監査を実施し、監査結果は、社長および監査役会に報告する。
- ④ 倫理・コンプライアンスに係る体制の一環として内部通報制度を設け、運用し、倫理・コンプライアンスに反する行為の早期発見および是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令ならびに社内規程に従って、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理しており、取締役および監査役はこれらの情報を必要なときに閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、事業活動において発生しうるリスクの防止、管理体制の整備、発生したリスクの対応等を担う所管部門を、倫理・コンプライアンス委員会とする旨を定めた「リスク管理規程」を策定している。
- ② 経営上の意思決定に伴うリスクについては、取締役等が構成員の会議体等において検討を行う。
- ③ 大震災等の災害時を想定した事業継続計画を策定しており、被災のシミュレーション、安否確認の方法、災害対策設備の設置等の対策を講じており、また、有事の際には、社長を本部長とする対策本部を設置し、即応できる体制としている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、社外取締役を複数名選任し、公正・中立な立場より経営上の重要事項について助言や意見を求め、監視・監督機能の強化と円滑な運営に努めている。
- ② 取締役会は毎月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し法令および定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、代表取締役およびその他の取締役の職務執行状況を監督する体制を整備している。
- ③ 取締役、監査役および執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成され、その過半数を、社外取締役としている。
当委員会は、取締役会から諮問を受けた「取締役、監査役および執行役員の選解任の方針、基準、選解任に関する事項」「取締役および執行役員の報酬決定の方針、個人別の報酬等に関する事項」等を審議し、取締役会への答申を行う。
- ④ 経営会議（取締役および執行役員で構成）を毎月1回開催し、取締役会への上程議案の審議、事業本部毎の所管事項報告および業務執行状況に関する報告を行う。
- ⑤ 取締役の職務執行の効率化を図るために、中期経営計画および年度予算の策定を行い、その進捗管理を行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項および業績の状況等を当社取締役会に報告することを義務付けている。
- ② 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の社長および監査役会に報告する体制としている。
- ③ 当社と子会社との取引については、第三者との取引と比較して著しく有利または不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制としている。
- ④ 子会社が規程等に基づいて実施するリスク管理を当社もその評価等を行う体制としている。
- ⑤ 内部通報制度の窓口を当社および子会社の共用のものとして社外に設けるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保する体制としている。
- ⑥ 子会社において、法令および社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社の倫理・コンプライアンス委員会に報告するとともに、発生したリスクの対応等を行う体制としている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ② 監査役より監査業務に必要な職務の補助の要請を受けた監査役スタッフは、独立性を確保するため、その要請に関し、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 監査役会は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するための体制を決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請できる。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制およびその他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告し、監査役は必要な都度、取締役および使用人に対し報告を求める。
- ② 監査役は、必要に応じて取締役会のほか経営会議その他重要な会議体に出席することで、当社および子会社の重要な情報について適時報告を受けられる体制となっている。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護する体制となっている。
- ② 報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じる。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査役職務の執行に支障の無いよう速やかに費用または債務の処理を行う。

(10) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリス

クのほか、監査役監査の環境整備および監査上の重要な課題について意見交換することで、監査役監査の実効性を確保する体制を整備している。

- ② 監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図る。
- ③ 監査役または監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行う等、状況に応じた適切な措置を講じる。
- ④ 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき適切な内部統制の整備とその有効な運用を行う体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。

(12) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらないこととする。
- ② 反社会的勢力からの接触があった場合は、法務課を管轄する管理本部と葬祭事業を担う葬祭事業本部が連携して対策を講じ、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、適切な対応を行う。
- ③ 取締役および使用人に対しても社内研修等を開催し、反社会的勢力に関わりを持たない意識の向上を図る。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,839	流 動 負 債	4,250
現金及び預金	3,080	買掛金	323
売掛金及び契約資産	468	短期借入金	200
商 品	66	1年内償還予定の社債	20
貯 蔵 品	60	1年内返済予定の長期借入金	453
そ の 他	166	未 払 金	814
貸倒引当金	△3	リ ー ス 債 務	29
固 定 資 産	10,327	未 払 法 人 税 等	279
有 形 固 定 資 産	8,785	契 約 負 債	1,737
建物及び構築物	6,560	賞 与 引 当 金	221
車 両 運 搬 具	2	資 産 除 去 債 務	0
土 地	1,561	そ の 他	171
リ ー ス 資 産	292	固 定 負 債	2,415
建 設 仮 勘 定	222	社 債	80
そ の 他	145	長 期 借 入 金	1,255
無 形 固 定 資 産	63	リ ー ス 債 務	331
投資その他の資産	1,478	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
投資有価証券	0	資 産 除 去 債 務	741
差入保証金	862	そ の 他	6
繰延税金資産	498	負 債 合 計	6,665
そ の 他	120	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△3	株 主 資 本	7,500
資 産 合 計	14,166	資 本 金	1,873
		資 本 剰 余 金	1,506
		利 益 剰 余 金	4,121
		自 己 株 式	△0
		その他の包括利益累計額	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純 資 産 合 計	7,501
		負 債 純 資 産 合 計	14,166

連 結 損 益 計 算 書

(2021年10月 1 日から)
(2022年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		13,283
売 上 原 価		8,027
売 上 総 利 益		5,256
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,198
営 業 利 益		1,057
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	0	
広 告 料 収 入	8	
受 取 家 賃	8	
そ の 他	17	37
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
固 定 資 産 除 却 損	9	
支 払 手 数 料	3	
そ の 他	9	47
経 常 利 益		1,048
特 別 損 失		
減 損 損 失	145	145
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		902
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	414	
法 人 税 等 調 整 額	△80	334
当 期 純 利 益		568
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		568

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年10月1日期首残高	1,873	1,506	5,643	△0	9,022
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,642		△1,642
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,873	1,506	4,001	△0	7,380
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△448		△448
親会社株主に帰属する 当期純利益			568		568
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額 (純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	-	120	-	120
2022年9月30日期末残高	1,873	1,506	4,121	△0	7,500

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の利益 累計額合計	
2021年10月1日期首残高	0	0	9,022
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,642
会計方針の変更を反映した 当期首残高	0	0	7,380
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△448
親会社株主に帰属する 当期純利益			568
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額 (純額)	0	0	0
当連結会計年度変動額合計	0	0	120
2022年9月30日期末残高	0	0	7,501

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ティアサービス

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 其他有価証券 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 市場価格のない株式等以外のもの

ロ. 棚卸資産

総平均法による原価法を採用しております。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～ 38年
車両運搬具	2～ 5年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ、リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ、役員退職慰労引当金

当社の連結子会社では、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ、葬祭事業

・葬儀売上

主に一般個人、法人向けに葬儀にかかるサービスを施行しております。そのため、葬儀施行業務が完了した時点で収益を認識しております。なお、各報告期間の期末日において期末日を跨ぐ葬儀施行の場合、各日それぞれ顧客への提供が終了した契約内容について、その時点で収益を認識しております。また、サービスの対価はサービス提供から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

・会費売上

主に葬儀施行の際に会員価格で施行を行うことができる権利としております。そのため、会員の葬儀施行業務が完了した時点で権利が行使されたとし、収益を認識しております。また、会費は入会と同時に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. フランチャイズ事業

- ・ 加盟料・ 出店料売上
主にティアがフランチャイズ権を供与し、一定期間にわたりコンサルティングなどのサービスを提供しております。そのため、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、加盟料、出店料は契約から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。
- ・ 物品売上
主にFC加盟店に商品を販売しております。そのため商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、物品代金は引き渡し時から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、主要な財又はサービスの収益は、以下の方法により計上しております。

(1) 会費売上による入会金

会費売上については、従来は入金時に収益を認識しておりましたが、財又はサービスが提供された時に収益を認識する方法に変更しております。

(2) 加盟料・ 出店料売上

FC加盟店からの加盟料、出店料については、従来は契約開始時に一括して収益を認識しておりましたが、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

(3) 葬儀売上

葬儀売上については、従来は役務の提供完了時点で収益を認識しておりましたが、当該履行義務に係る進捗度を見積ることにより一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準を適用したため、当連結会計年度の期首より前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他（前受金）」は、「流動負債」の「契約負債」に含めて表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、契約資産は2百万円増加し、契約負債は17億37百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は1億8百万円減少し、営業利益および経常利益はそれぞれ47百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は16億42百万円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

① 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	8,785百万円
減損損失	145百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業を営むために会館等の資産を有しており、資産グループは各会館、店舗を単位としております。

兆候の判断としては、各会館等の営業損益が継続してマイナスとなった場合、各会館等の土地の時価が著しく下落した場合、各会館等の閉鎖の意思決定がされた場合などとしております。

減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各会館等から得られる割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該会館等固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」または「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された会館別事業計画を基礎に作成しており、会館別事業計画の主要な仮定は各会館等の将来の営業収益予測（主に、葬儀施行単価および葬儀施行件数）です。営業収益予測は、各会館等における過去実績や市場環境を考慮し策定しております。

なお、当社グループにおける新型コロナウイルス感染症の影響としましては、葬祭規模の縮小及び法要料理の販売減により葬儀単価が低下し、以降も同水準で推移しております。翌連結会計年度（2023年9月期）における葬儀単価の見通しとしましては、感染症の影響は一定程度継続すると想定しており、以降（2024年9月期）も同水準で推移すると予想し、将来の収益性を見積りに織り込んでおります。

これらの見積りの仮定は、不確実性を伴うため主要な仮定に大幅な乖離が見込まれる事象が生じた場合は、翌連結会計年度において追加の減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

5,865百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループの減損会計適用に当たっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している店舗単位で行っております。なお、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
葬祭ホール (注)	愛知県	建物及び構築物	47百万円
		その他	13百万円
		合計	60百万円
葬祭ホール (注)	愛知県	建物及び構築物	85百万円
		その他	0百万円
		合計	85百万円

(注) リロケーションを決定したことにより、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、予想される使用期間が1年以内と非常に短期であるため割引計算は行っておりません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

22,406,100株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 11月12日 取締役会	普通株式	224	10	2021年 9月30日	2021年 12月6日
2022年 5月12日 取締役会	普通株式	224	10	2022年 3月31日	2022年 6月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	224	10	2022年 9月30日	2022年 12月6日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

売掛金に係る取引先の信用リスクについては、経理規程に沿って営業債権の期日及び残高を管理すること等により、リスク低減を図っております。投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。差入保証金は、主に賃貸借契約に係る保証金として差入れており、債務者の信用リスクに晒されておりますが、契約満了時に一括して返還されるものであります。

借入金の使途は主に設備投資資金（長期）であり、このうち一部は、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	0	0	－
(2) 差入保証金	862	741	△121
資産計	863	741	△121
(1) 社債 (注) 2	100	98	△1
(2) 長期借入金 (注) 3	1,708	1,698	△10
(3) リース債務 (注) 4	360	362	1
負債計	2,169	2,159	△10

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」および「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 社債について、1年内償還予定の社債を含めております。

3. 長期借入金について、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

4. リース債務について、1年内に支払予定のリース債務を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	0	—	—	0
資産計	0	—	—	0

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	741	—	741
資産計	—	741	—	741
社債	—	98	—	98
長期借入金	—	1,698	—	1,698
リース債務	—	362	—	362
負債計	—	2,159	—	2,159

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

敷金・保証金の時価については、返還予定時期を合理的に見積り、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

社債

社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、並びにリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

変動金利による長期借入金は、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	葬祭事業	フランチャイズ事業	計
売上高			
葬儀施行関連	12,800	－	12,800
その他	57	426	483
顧客との契約から生じる収益	12,857	426	13,283
外部顧客への売上高	12,857	426	13,283

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	384	465
契約資産	2	2
契約負債	1,681	1,737

契約資産は、サービス役務の提供に係る収益について、履行義務に係る進捗度を見積ることにより一定期間にわたり収益を計上しており、未請求のサービス役務の提供に係る収益に関するものであります。サービス役務の提供が完了した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主として、会費売上による入会金の前受金に関するもの、フランチャイズ加盟契約に基づく加盟料および出店料として顧客から收受した前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、50百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引額

会費売上については、契約負債が16億24百万円あり、葬儀施行時に収益を認識しており、葬儀施行をする可能性があると考えられる今後1年から22年の間で収益として認識することを見込んでおります。

フランチャイズ加盟料および出店料については、契約期間に応じて収益として認識しており、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
1年以内	9
1年超20年以内	103
合計	113

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 334円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 25円37銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,664	流 動 負 債	4,161
現金及び預金	2,936	買掛金	377
売掛金及び契約資産	462	短期借入金	200
商 品	63	1年内償還予定の社債	20
貯 蔵 品	46	1年内返済予定の長期借入金	437
前 払 費 用	152	未 払 金	767
そ の 他	6	リ ー ス 債 務	29
貸 倒 引 当 金	△3	未 払 費 用	35
固 定 資 産	10,201	未 払 法 人 税 等	262
有 形 固 定 資 産	8,641	契 約 負 債	1,727
建 物	6,004	預 り 金	18
構 築 物	443	賞 与 引 当 金	197
車 両 運 搬 具	2	資 産 除 去 債 務	0
工 具 、 器 具 及 び 備 品	131	そ の 他	88
土 地	1,547	固 定 負 債	2,337
リ ー ス 資 産	292	社 債	80
建 設 仮 勘 定	219	長 期 借 入 金	1,195
無 形 固 定 資 産	61	リ ー ス 債 務	331
ソ フ ト ウ ェ ア	36	資 産 除 去 債 務	724
電 話 加 入 権	6	そ の 他	6
そ の 他	19	負 債 合 計	6,498
投 資 其 他 の 資 産	1,498	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	0	株 主 資 本	7,367
関 係 会 社 株 式	47	資 本 金	1,873
長 期 前 払 費 用	112	資 本 剰 余 金	1,506
差 入 保 証 金	854	資 本 準 備 金	1,506
繰 延 税 金 資 産	485	利 益 剰 余 金	3,987
そ の 他	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,987
貸 倒 引 当 金	△3	繰 越 利 益 剰 余 金	3,987
資 産 合 計	13,866	自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		純 資 産 合 計	7,367
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,866

損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	13,187
売上原価	8,127
売上総利益	5,060
販売費及び一般管理費	4,076
営業利益	984
営業外収益	
受取利息及び配当金	8
広告料収入	8
受取家の賃	10
その他の	19
営業外費用	
支払利息	23
固定資産除売却損	3
支払手数料	3
その他の	9
経常利益	990
特別損失	
減損損失	145
税引前当期純利益	845
法人税、住民税及び事業税	388
法人税等調整額	△77
当期純利益	533

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年10月1日期首残高	1,873	1,506	1,506	5,543	5,543	△0	8,923
会計方針の変更による 累積的影響額				△1,642	△1,642		△1,642
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,873	1,506	1,506	3,901	3,901	△0	7,281
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△448	△448		△448
当期純利益				533	533		533
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	85	85	-	85
2022年9月30日期末残高	1,873	1,506	1,506	3,987	3,987	△0	7,367

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年10月1日期首残高	0	0	8,923
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,642
会計方針の変更を反映した 当期首残高	0	0	7,281
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△448
当期純利益			533
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	0	0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	85
2022年9月30日期末残高	0	0	7,367

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券
市場価格のない
株式等以外のもの
- 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しております。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～38年
構築物	10～20年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 葬祭事業

・ 葬儀売上

主に一般個人、法人向けに葬儀にかかるサービスを施行しております。そのため、葬儀施行業務が完了した時点で収益を認識しております。なお、各報告期間の期末日において期末日を跨ぐ葬儀施行の場合、各日それぞれ顧客への提供が終了した契約内容について、その時点で収益を認識しております。また、サービスの対価はサービス提供から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

・ 会費売上

主に葬儀施行の際に会員価格で施行を行うことができる権利としております。そのため、会員の葬儀施行業務が完了した時点で権利が行使されたとし、収益を認識しております。また、会費は入会と同時に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

② フランチャイズ事業

・ 加盟料・出店料売上

主にティアがフランチャイズ権を供与し、一定期間にわたりコンサルティングなどのサービスを提供しております。そのため、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、加盟料、出店料は契約から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

・ 物品売上

主にFC加盟店に商品を販売しております。そのため商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、物品代金は引き渡し時から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、主要な財又はサービスの収益は、以下の方法により計上しております。

(1) 会費売上による入会金

会費売上については、従来は入金時に収益を認識しておりましたが、財又はサービスが提供された時に収益を認識する方法に変更しております。

(2) 加盟料・出店料売上

F C加盟店からの加盟料、出店料については、従来は契約開始時に一括して収益を認識しておりましたが、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

(3) 葬儀売上

葬儀売上については、従来は役務の提供完了時点で収益を認識しておりましたが、当該履行義務に係る進捗度を見積ることにより一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準を適用したため、当事業年度の期首より前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他(前受金)」は、「流動負債」の「契約負債」に含めて表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、契約資産は2百万円増加し、契約負債は17億27百万円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は1億8百万円減少し、営業利益及び経常利益はそれぞれ47百万円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は16億42百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

連結注記事項（重要な会計上の見積りに関する注記）に記載しているため、注記を省略しております。

なお、重要な会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目及び金額は次のとおりです。

有形固定資産 8,641百万円

減損損失 145百万円

固定資産については、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,838百万円

(2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入について債務保証を行っております。

(株)ティアサービス 76百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 0百万円

短期金銭債務 72百万円

長期金銭債務 0百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 5百万円

仕 入 高 673百万円

その他の営業取引 2百万円

営業取引以外の取引高 9百万円

(2) 減損損失

当社の減損会計適用に当たっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している店舗単位で行っております。なお、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
葬祭ホール (注)	愛知県	建物	46百万円
		構築物	0百万円
		その他	13百万円
		合計	60百万円
葬祭ホール (注)	愛知県	建物	85百万円
		構築物	0百万円
		その他	0百万円
		合計	85百万円

(注) リロケーションを決定したことにより、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、予想される使用期間が1年以内と非常に短期であるため割引計算は行っておりません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 1,470株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	20百万円
未払事業所税	7百万円
貸倒引当金	1百万円
賞与引当金	60百万円
法定福利費	16百万円
長期前払費用	17百万円
減価償却超過額	147百万円
資産除去債務	221百万円
借地権	28百万円
税務上の収益認識差額	527百万円
その他	62百万円
繰延税金資産小計	1,112百万円
評価性引当額	△493百万円
繰延税金資産合計	619百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△133百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△134百万円
繰延税金資産の純額	485百万円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年9月30日以前の建物については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理により使用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注)1	科目	期末残高(百万円)
主要株主(個人)およびその近親者	(株) 夢現 (注) 1	(被所有) 直接34.8	主要株主 債務被保証	地代家賃支払に対する 債務被保証 (注) 2	144	—	—
	横山 博一 (注) 1	—	債務被保証	地代家賃支払に対する 債務被保証 (注) 2	144	—	—

(注) 1. 横山博一氏は主要株主には該当しませんが、(株)夢現は横山博一氏およびその近親者の財産保全会社であることから、主要株主(個人)として各々記載しております。

2. 当社は会館の賃借料に対して、主要株主(株)夢現および横山博一氏の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 328円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円83銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月28日

株式会社 ティア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅井	明紀子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢野	直

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティアの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月28日

株式会社 ティア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅井	明紀子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢野	直

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティアの2021年10月1日から2022年9月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議した結果、全員の一致した意見として、以下のとおり報告致します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含む監査計画を定め、内部統制システムの構築・運用ならびに内部管理状況等を重点監査項目として設定し、毎月定期的に監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるとともに、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役の監査活動の結果については、取締役会や各部門の責任者に対して意見を伝えました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画、職務の分担に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の社員等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換会を実施するなど連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ① 取締役会および経営会議その他重要な会議に出席し、取締役および社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類や主要会議の議事録を閲覧し、本社および事業部、会館拠点において業務および財産の状況を調査致し、代表取締役と定期的に意見交換致しました。また、子会社については子会社取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業ならびに経営管理の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役および社員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。また、内部監査室と毎月定期的に会合を設け、内部監査計画及び監査実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人からは年間の監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる

事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し中間期及び期末検証致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築および運用に関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、新型コロナウイルス感染症に対して、初動対応も含め取締役により事業継続のための適切な対応がとられており指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年11月28日

株式会社ティア 監査役会

常勤 社外 監査役

後藤 光雄 ㊟

社外 監査役

稲生 浩子 ㊟

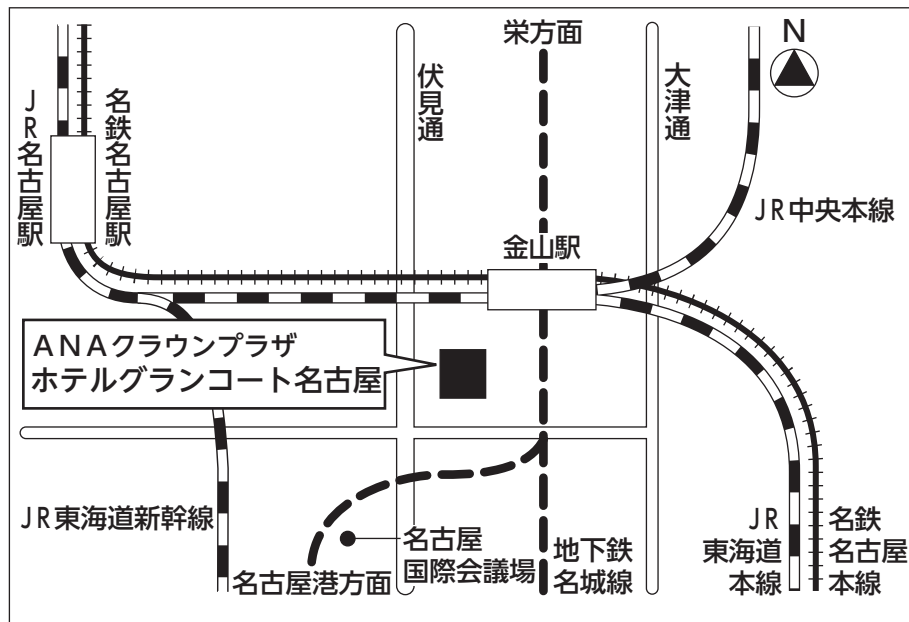
社外 監査役

出口 紘一 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザ ホテルグランコート名古屋
5階 ローズルーム
電話 052-683-4111 (代)



交通のご案内

- ・JR・名鉄・地下鉄「金山」駅 南口から徒歩で約1分
- ・名古屋駅（JR・名鉄）より金山駅まで電車で約5分
- ・栄駅（地下鉄）より金山駅まで電車で約10分

お願い

当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。